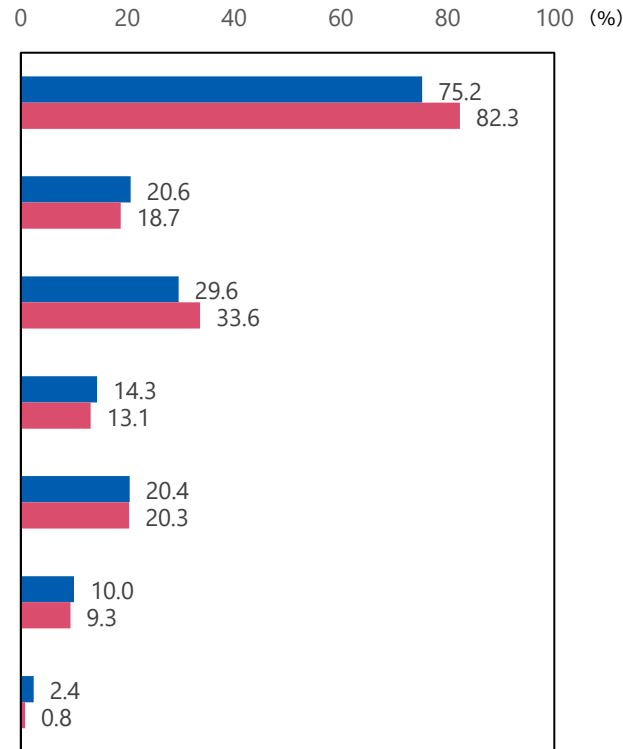


## 第8回年金部会でご要望があった資料・ これまでの年金部会における主なご意見

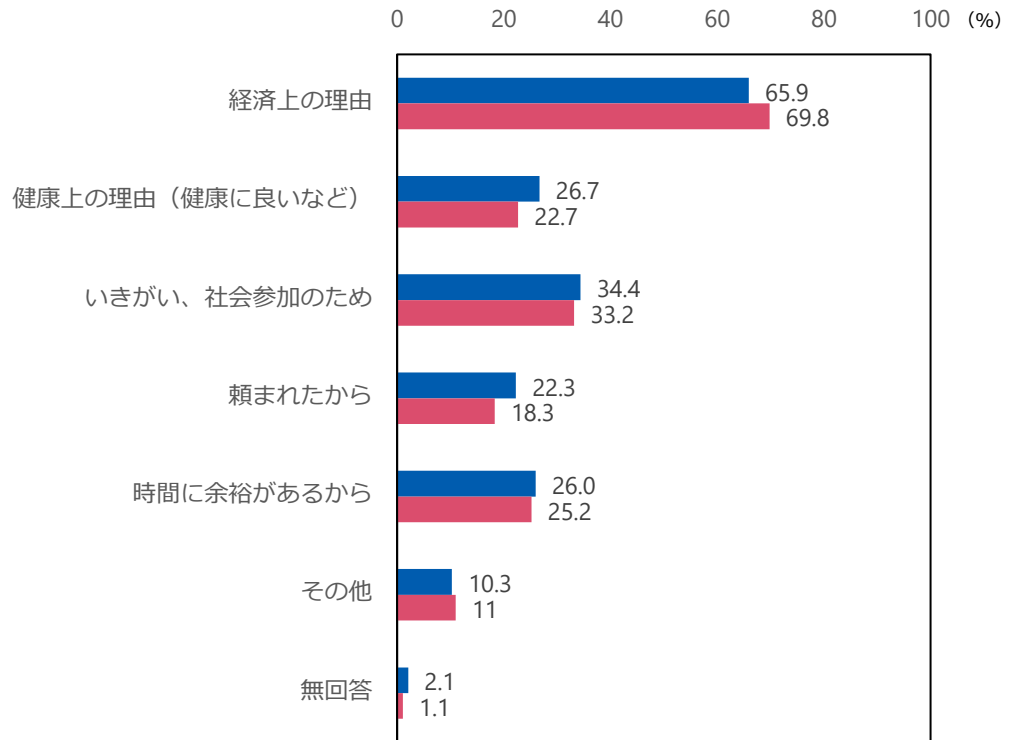
# 60～69歳の者の現在仕事をしている理由

- 60～69歳であって調査時点で仕事をしている者の仕事をしている理由について、2014年と2019年の調査結果を比較すると、60～64歳と65歳～69歳の両方で「経済上の理由」を挙げた割合が上昇しており、また、60～64歳においては、「いきがい、社会参加のため」とする者の割合も上昇している。

(60～64歳の男女)



(65～69歳の男女)

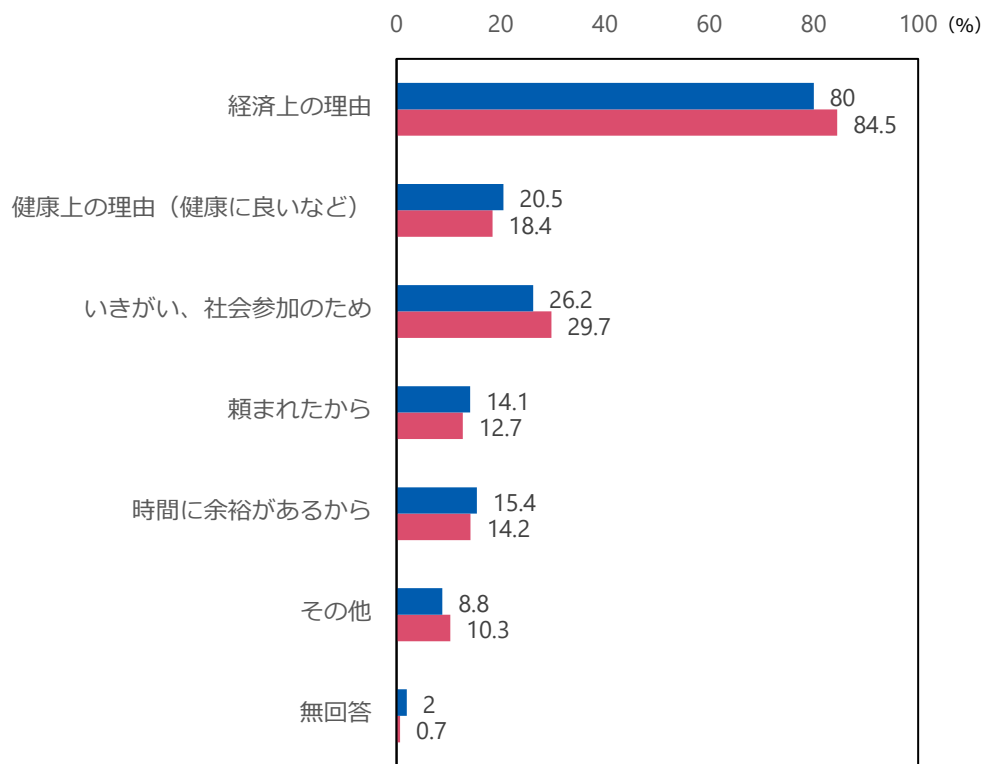


■ 2014年 ■ 2019年

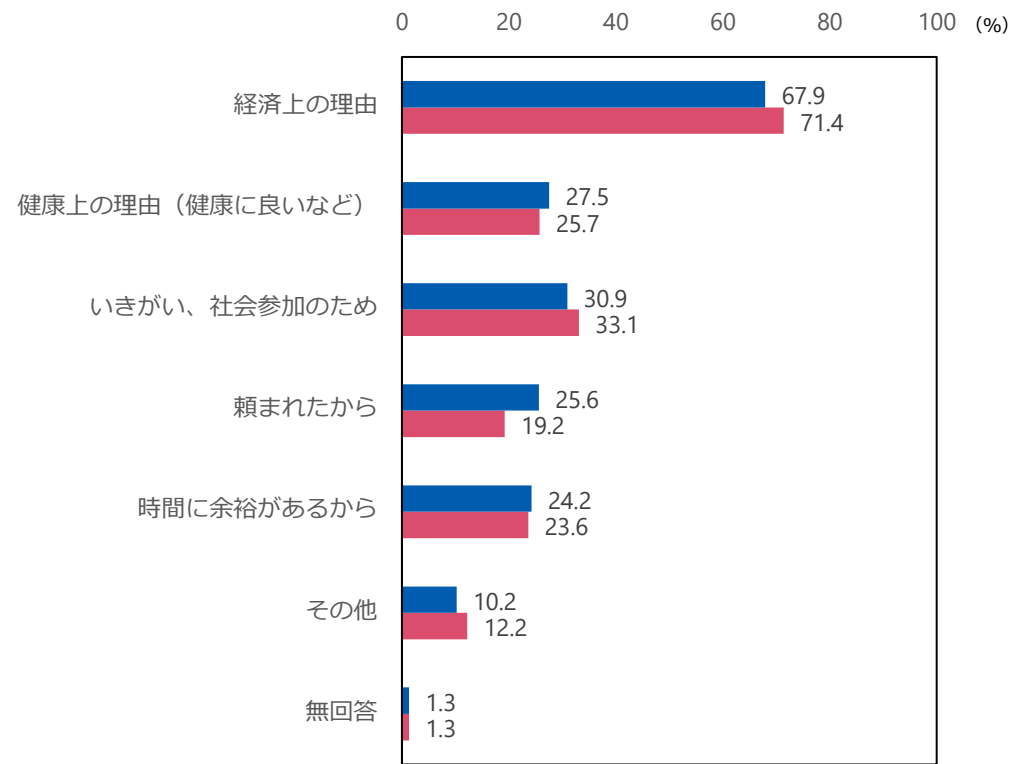
## 60～69歳の者の現在仕事をしている理由（男性）

- 60～69歳であって調査時点で仕事をしている者の仕事をしている理由について、2014年と2019年の調査結果を比較すると、60～64歳と65歳～69歳の両方で「経済上の理由」「いきがい、社会参加のため」を挙げた割合が上昇している。

### (60～64歳の男性)



### (65～69歳の男性)



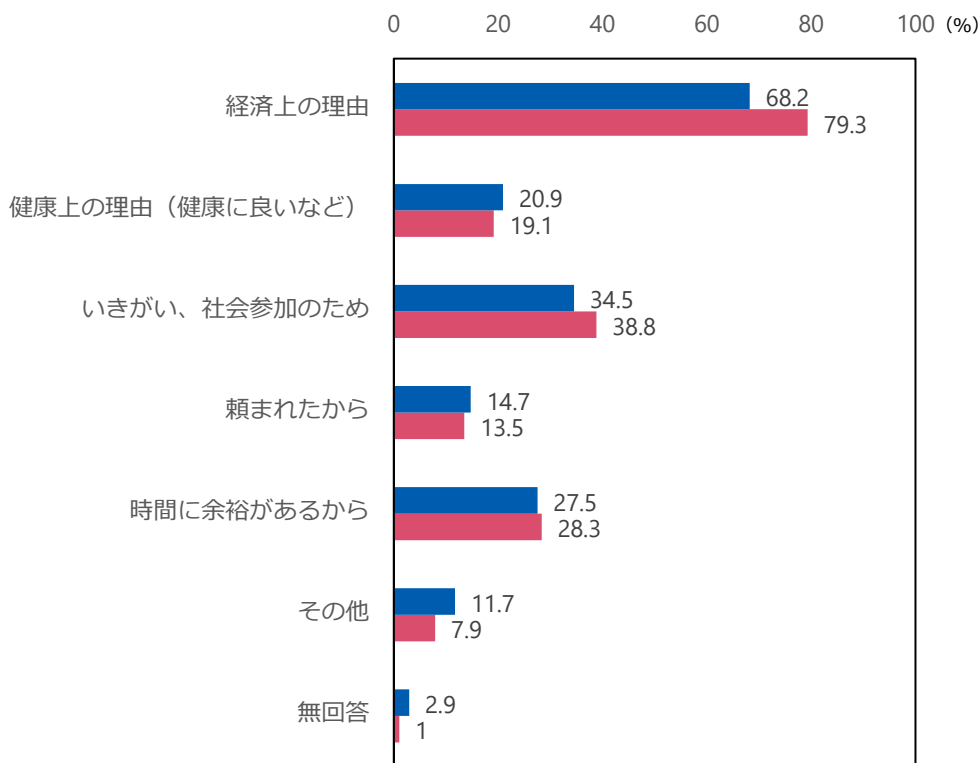
■ 2014年 ■ 2019年

(資料出所) 労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」(2020)より作成

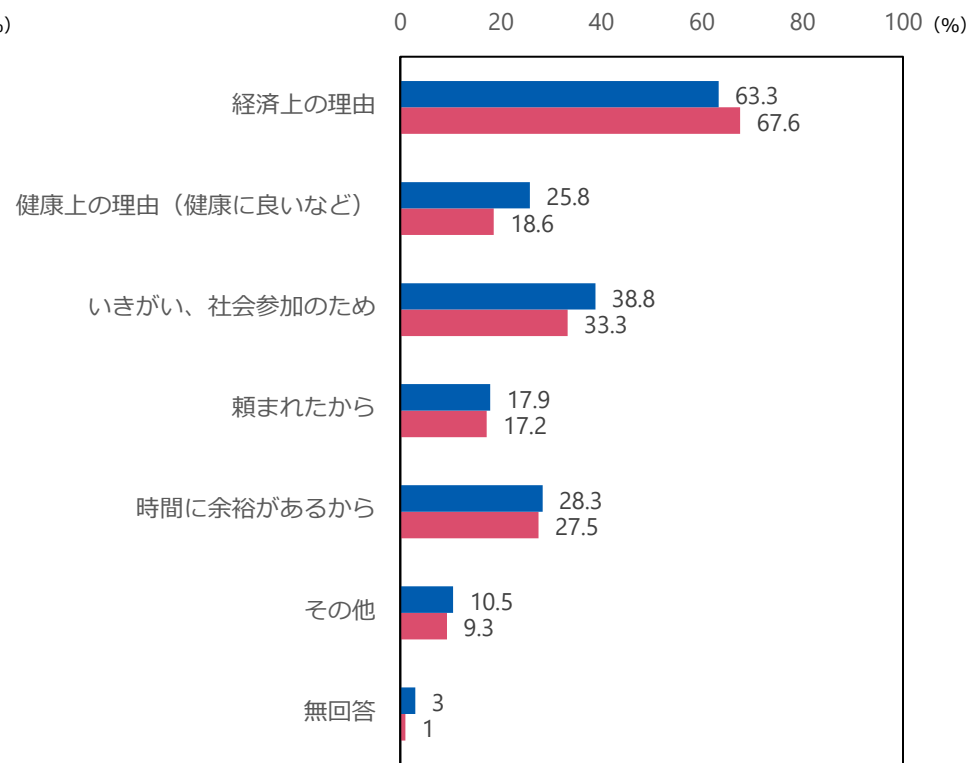
## 60～69歳の者の現在仕事をしている理由（女性）

- 60～69歳であって調査時点で仕事をしている者の仕事をしている理由について、2014年と2019年の調査結果を比較すると、60～64歳と65歳～69歳の両方で「経済上の理由」を挙げた割合が上昇しており、また、60～64歳においては、「いきがい、社会参加のため」とする者の割合も上昇している。

### （60～64歳の女性）



### （65～69歳の女性）



■ 2014年 ■ 2019年

# 高齢者（65歳以上）単身世帯の所得階層分布

- 2013年時点と2022年時点と比較すると、単身高齢者のうち、所得が200万円未満のもの割合は減少しているものの、約6割は依然として200万円未満となっている。



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

# 高齢者（65歳以上）単身世帯の所得階層分布（男性）

- 2013年時点と2022年時点と比較すると、単身高齢男性のうち、所得が200万円未満のものの割合は減少している（50.6%→44.8%）ものの、約4割は200万円未満となっている。



## 高齢者（65歳以上）単身世帯の所得階層分布（女性）

- 2013年時点と2022年時点と比較すると、単身高齢女性のうち、所得が200万円未満のもの割合は減少している（69.3%→66.4%）ものの、約7割は200万円未満となっている。

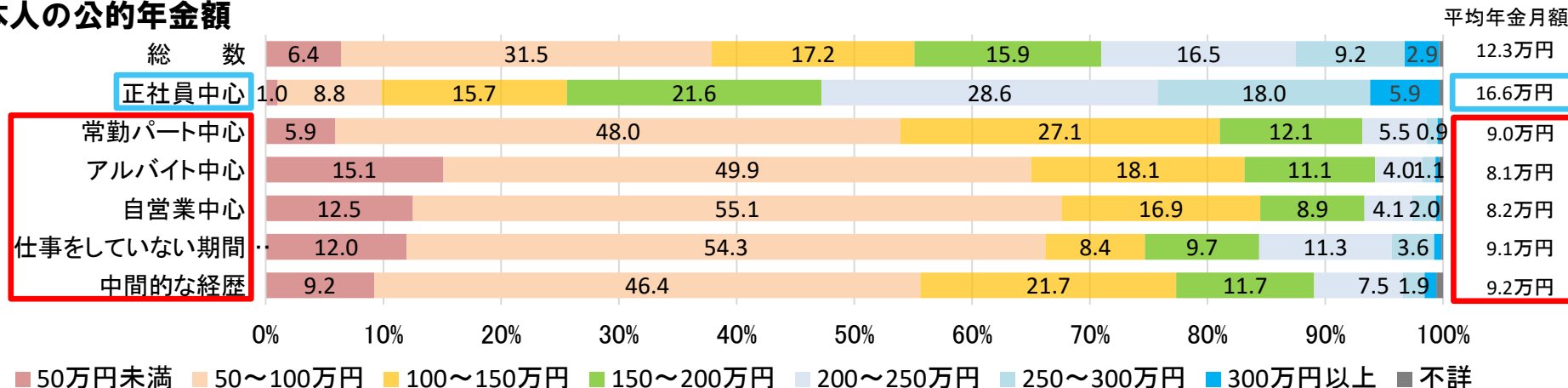


出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

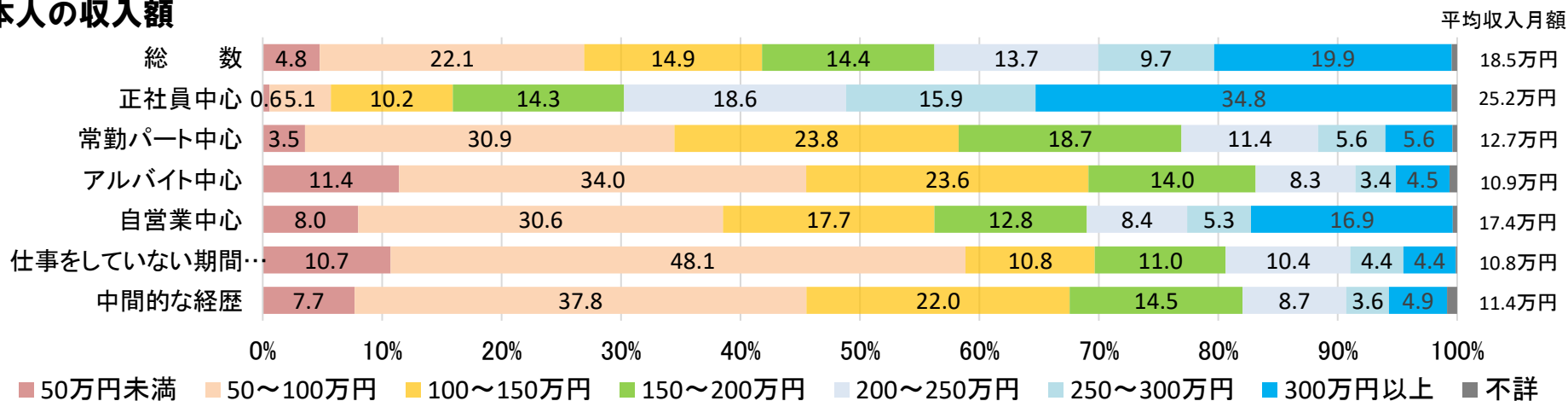
# 老齢年金受給者の公的年金額及び収入額の分布状況(現役時代の経歴類型別)

○ 現役時代の経歴が正社員中心は、公的年金額100万円未満は約1割であるが、常勤パート中心、中間的な経歴では5割を超え、アルバイト中心、自営業中心、仕事をしていない期間中心では6割を超えている。

## 本人の公的年金額



## 本人の収入額

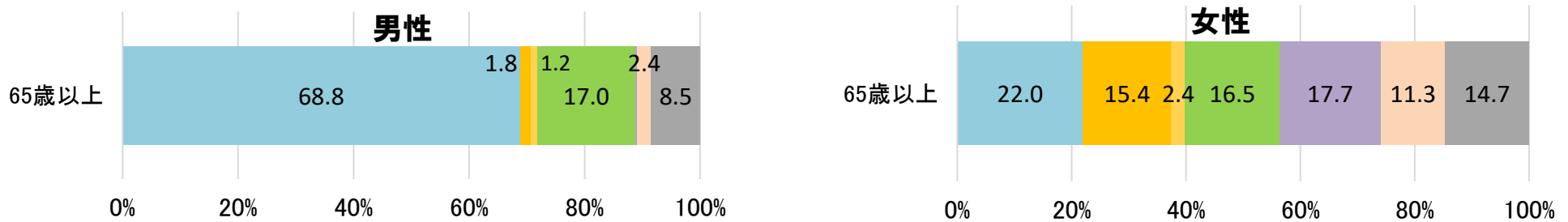




# 性別にみた老齢年金受給者の年金受給額・経歴

- 公的年金額の分布をみると、男性は約6割が月額15万円以上に対し、女性は6割以上が月額10万円未満。
- 女性の現役時代の経歴類型は、正社員中心、常勤パート中心、アルバイト中心、自営業中心を合計すると56.4%に対し、仕事をしていない期間が中心の者は17.7%となっている。

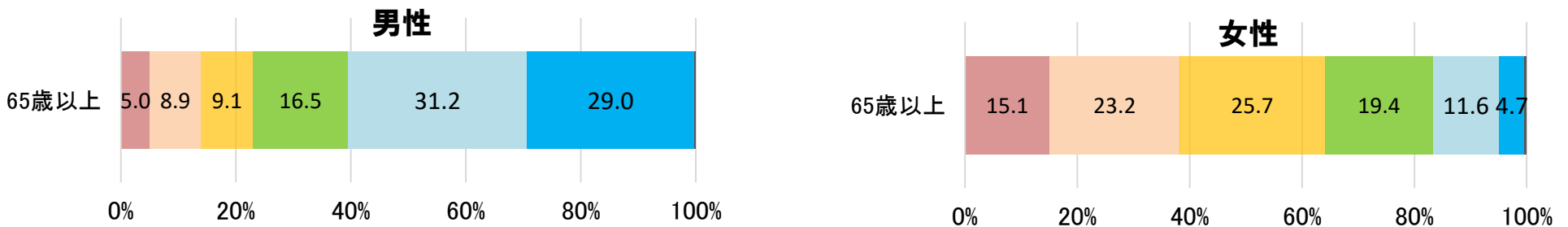
## 老齢年金受給者の現役時代の経歴類型(性別)



■ 正社員中心 ■ 常勤パート中心 ■ アルバイト中心 ■ 自営業中心 ■ 収入を伴う仕事をしていない期間中心 ■ 中間的な経歴 ■ 不詳

(注)「正社員中心」とは、20～60歳の間のうち、20年を超えて正社員であったもの(他も同様)であり、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であったものである。

## 老齢年金受給者の公的年金額の分布状況(性別)



■ 月額5万円未満 ■ 月額5～7万円 ■ 月額7～10万円 ■ 月額10～15万円 ■ 月額15～20万円 ■ 月額20万円以上 ■ 不詳

# オプションB-② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直した場合

## ○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合

・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

高在老による支給停止額(注)

	現行制度 【財政検証結果】
ケースⅠ	<p><b>51.9% (2046)</b></p> <p>比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 3,600億円 2040年度: 4,400億円 2060年度: 3,000億円</p>
ケースⅢ	<p><b>50.8% (2047)</b></p> <p>比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 3,500億円 2040年度: 4,200億円 2060年度: 2,900億円</p>
ケースⅤ	<p><b>44.5% (2058)</b></p> <p>比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 3,200億円 2040年度: 3,200億円 2060年度: 2,200億円</p>

給付水準調整の終了年度

## 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合

(1) 給付調整の基準額の引上げ	(2) 高在老の撤廃
<p>2019年度: 47万→62万に相当</p> <p><b>51.8% (2046) ▲0.2%</b></p> <p>比例: 25.1% (2022) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,100億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p><b>51.6% (2046) ▲0.3%</b></p> <p>比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>—</p>
<p><b>50.6% (2047) ▲0.2%</b></p> <p>比例: 24.4% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,000億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p><b>50.4% (2047) ▲0.4%</b></p> <p>比例: 24.2% (2026) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>—</p>
<p><b>44.3% (2058) ▲0.2%</b></p> <p>比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 1,500億円 2040年度: 1,500億円 2060年度: 1,000億円</p>	<p><b>44.2% (2058) ▲0.4%</b></p> <p>比例: 22.2% (2033) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>—</p>

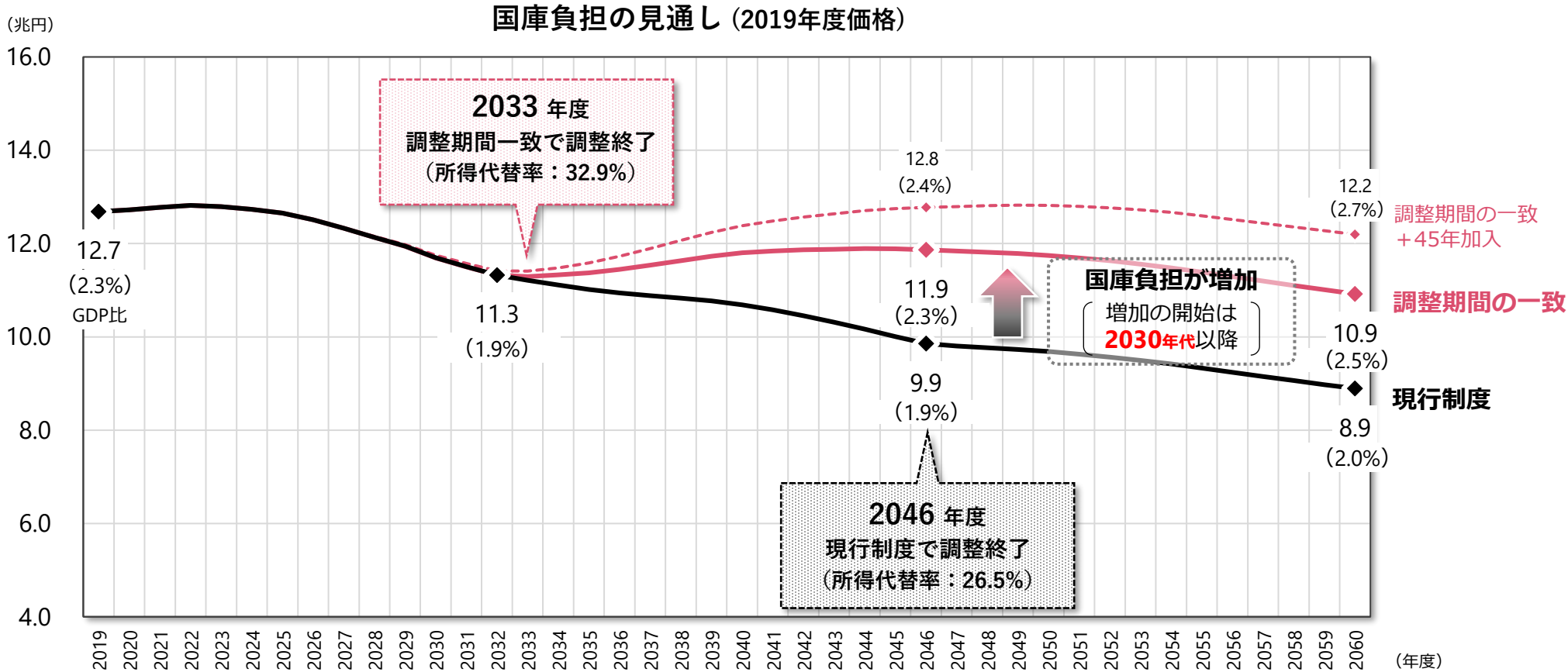
現行制度と所得代替率の差

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 支給停止額は、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算した金額。

# 【参考】国庫負担の見通しの変化

- 調整期間の一致により、基礎年金の調整が早く終了する結果、将来の基礎年金の水準が上昇し、現行制度と比べて国庫負担が増加
- このため、国庫負担については追加財源の確保が必要。



※ 2019年財政検証 追加試算をもとに作成したものであり、数値は次回財政検証において変わり得る。

※ 「調整期間の一致 + 45年加入」については、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定しているが、前提により数値は変わり得る。

(出所) 2019年財政検証 追加試算 (経済ケースⅢ) より作成

- ・ 「2019年度価格」とは、賃金上昇率 (国民年金の保険料改定率) により、2019年度の価格に換算したものである。
- ・ 「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・ 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・ ( )内は、2019年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

# 【参考】国庫負担の見通しの変化

## 国庫負担の見通し

(単位：兆円)

		現行制度 (法改正後)		追加試算① 調整期間一致		追加試算② 調整期間一致 + 45年加入		調整期間一致 による影響	45年加入 による影響
		2019年度価格	(GDP比)	2019年度価格	(GDP比)	2019年度価格	(GDP比)	追加試算①と 現行制度との差	追加試算②と 追加試算①との差
	2019	12.7	(2.3%)	12.7	(2.3%)	12.7	(2.3%)	-	-
ケース Ⅲ	2020	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	-	-
	2030	11.7	(2.0%)	11.7	(2.0%)	11.7	(2.0%)	-	【+0.1】
	2033	11.2	(1.9%)	11.3	(1.9%)	11.4	(1.9%)	【+0.1】	【+0.1】
	2040	10.7	(1.9%)	11.8	(2.1%)	12.4	(2.2%)	【+1.1】	【+0.6】
	2046	9.9	(1.9%)	11.9	(2.3%)	12.8	(2.4%)	【+2.0】	【+0.9】
	2050	9.7	(1.9%)	11.7	(2.4%)	12.8	(2.6%)	【+2.1】	【+1.1】
	2060	8.9	(2.0%)	10.9	(2.5%)	12.2	(2.7%)	【+2.0】	【+1.3】
ケース Ⅴ	2020	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	-	-
	2030	12.0	(2.1%)	12.0	(2.1%)	12.0	(2.1%)	-	【+0.1】
	2039	11.3	(2.1%)	11.3	(2.1%)	11.8	(2.2%)	【+0.1】	【+0.5】
	2040	11.2	(2.1%)	11.4	(2.2%)	11.9	(2.3%)	【+0.2】	【+0.5】
	2050	9.7	(2.1%)	11.0	(2.4%)	11.9	(2.6%)	【+1.3】	【+1.0】
	2057	8.4	(2.0%)	10.3	(2.4%)	11.5	(2.7%)	【+2.0】	【+1.1】
	2060	8.0	(1.9%)	10.0	(2.4%)	11.2	(2.7%)	【+2.0】	【+1.2】

追加試算①②  
で調整終了

現行制度で  
調整終了

追加試算①②  
で調整終了

現行制度で  
調整終了

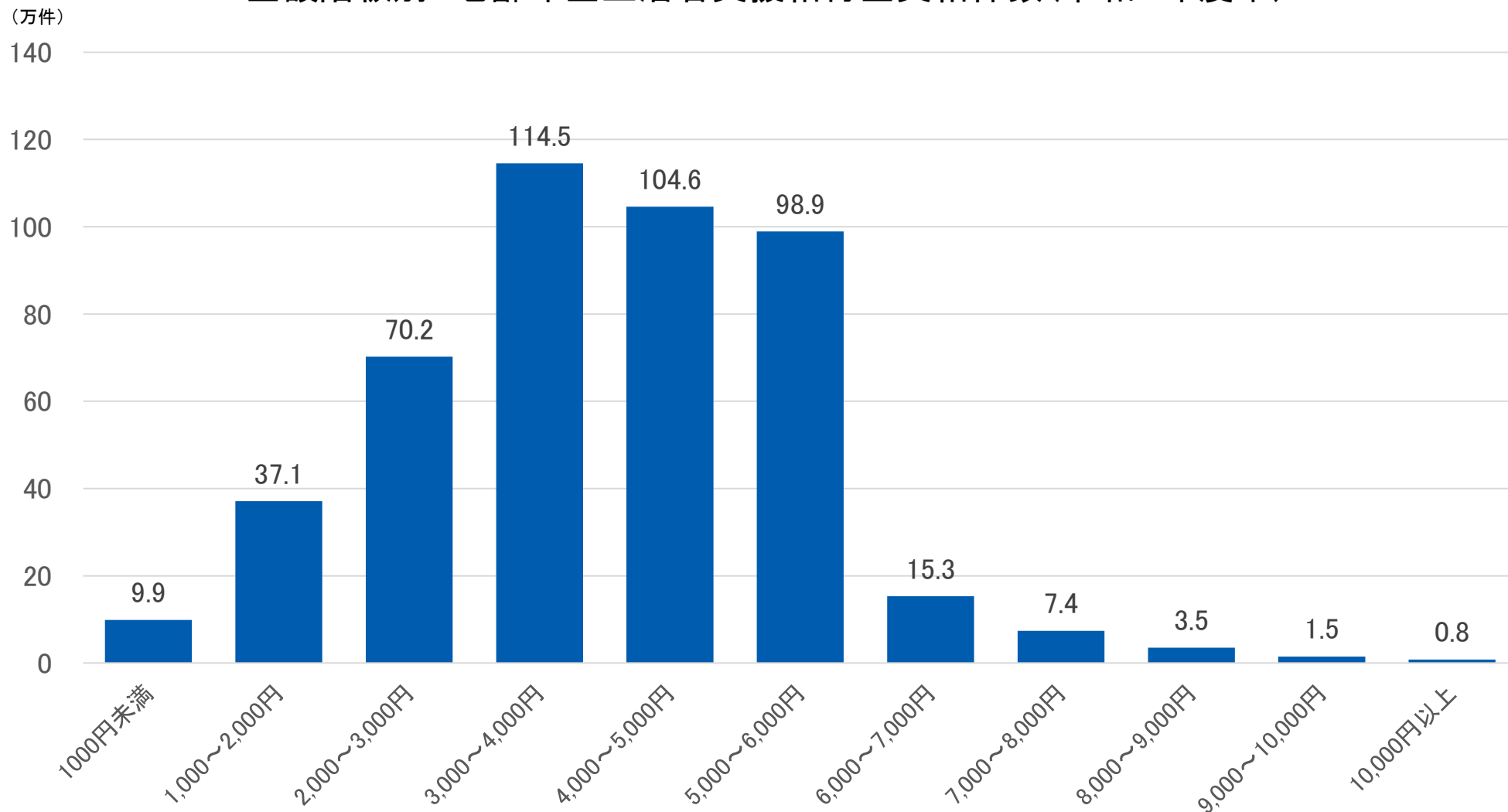
※ 2019年財政検証 追加試算をもとに作成したものであり、数値は次回財政検証において変わり得る。

※ 追加試算② (調整期間の一致+45年加入) については、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定しているが、前提により数値は変わり得る。

(出所) 2019年財政検証 追加試算より作成

- ・「2019年度価格」とは、賃金上昇率(国民年金の保険料改定率)により、2019年度の価格に換算したものである。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・( )内は、2019年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

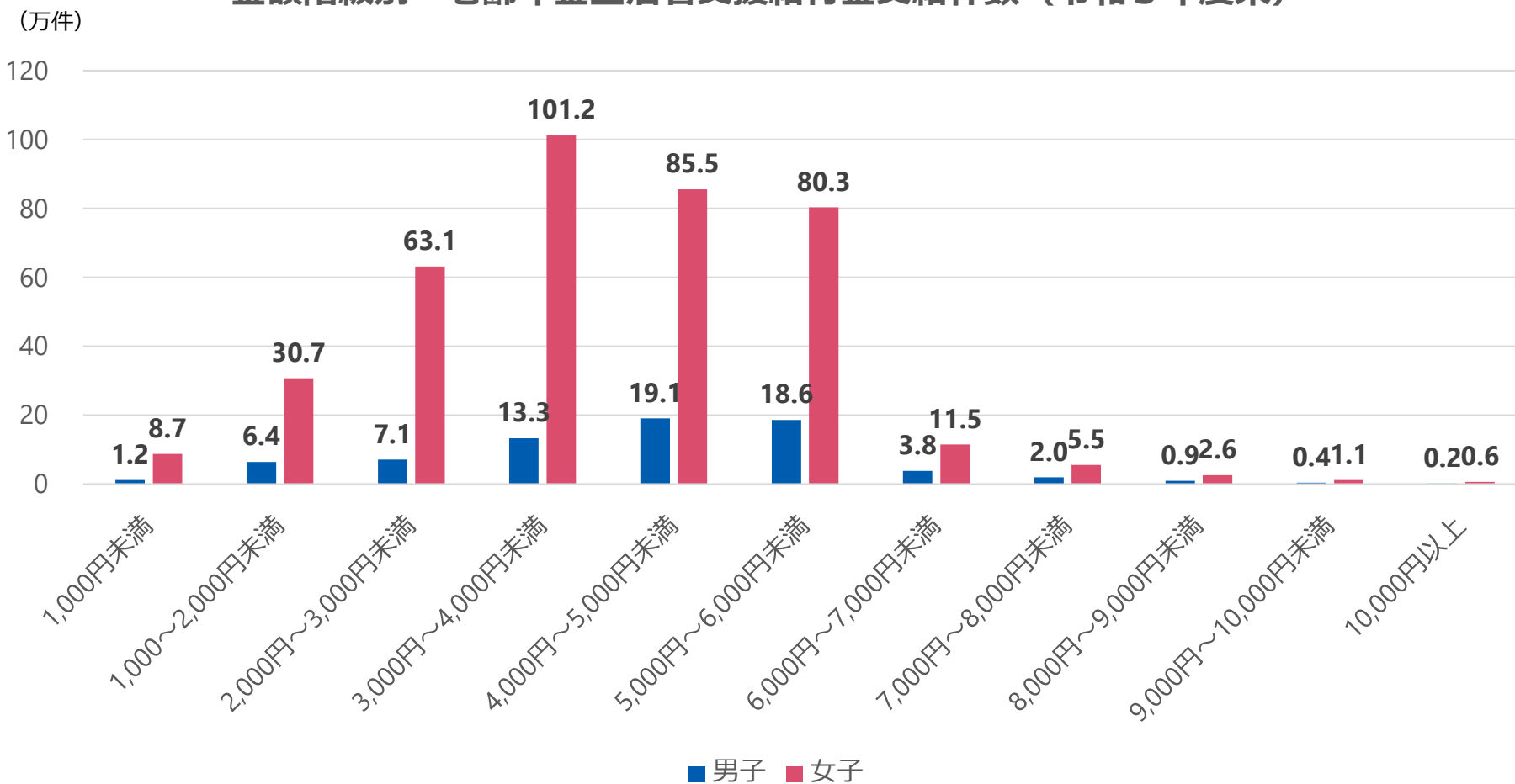
## 金額階級別 老齡年金生活者支援給付金支給件数(令和3年度末)



出所:厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

# 老齡年金生活者支援給付金の分布状況（男女別）

## 金額階級別 老齡年金生活者支援給付金支給件数（令和3年度末）



出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

## これまでの年金部会における主なご意見（在職老齢年金制度等①）

- ・ 中小・零細企業は人材確保・定着に苦慮しており、働く体力、能力を有している高齢者には65歳以降も働き続けていただくことが重要。しかし、働いた収入が多いと年金受給額が減ることがあることから、従業員が就労継続を希望しない、もしくは勤務時間を短縮する傾向も見られる。在職老齢年金制度が従業員の就労意欲と中小企業の人手不足の両方にマイナスの影響を及ぼすケースがあるため、就業形態の違いによる公平性の問題と、年金財政や将来世代の受け取り見込額への影響を考慮しつつ、年金制度が従業員の就業継続を後押しするものになるよう、議論をしていくことが必要。
- ・ 働く期間が65歳以降も長くなることを踏まえ、自分の人生設計に合わせて公的年金の受給期間を選択でき、選択したことによって損得が発生しないように制度改正をしていく必要がある。このため、高在老は廃止すべきではないか。廃止された場合に所得代替率の低下が起こるといわれるが、高在老廃止によって労働力率が上昇し、経済成長を通じて年金財政に貢献することを考慮して計算する必要があるのではないか。
- ・ 在職老齢年金の支給停止については、基本的に縮小していくべき。働きたいという意欲のある人の意欲をそぐべきではない。諸外国の例についても紹介があったが、その方向で考えるべき。
- ・ 全世代型社会保障の構築に向けた議論の中で、世代にかかわらず負担能力に応じた負担を求めるという方向性が示され、高所得の高齢者について負担が引き上げられているため、社会保障全体を捉えると、高在老を廃止しても高所得者への過度な優遇とはならないと思われるので、社会保障制度全体で高所得の高齢者の方の給付と負担のバランスを検討していくという観点から、高在老について撤廃を含めて検討していく必要がある。
- ・ 今の20代や30代の方々は恐らく75歳や80歳まで勤労することがごく当たり前になる時代に向かって生きていくことが予想される中、60代の勤労・その報酬を特別扱いする在職老齢年金制度には違和感が増してくるのではないか。人手不足の状況は、長期にわたって企業経営者の関心を大きく占めることになるだろうから、企業の経済活動の努力の方向と不整合にならないような社会保険制度にすることが重要ではないか。
- ・ 高在老の適用を受ける方は、年収500万円ぐらいの雇用に65歳以降就いている方と考えられる。従来だと、高給取り優遇という議論もあったかと思うが、今や60代後半で500万円ぐらい、日本人の平均的な年収を得る方は次第に増えつつあり、世の中の変化を制度の議論に適切に織り込んでいくことが必要ではないか。
- ・ 「賃金と年金の合計の階級別 在職老齢年金受給権者（65歳以上）の構成割合」のグラフをみると、階級別の構成割合は「～48万円」に向かって下がっていくが、その1つ手前の階級でぼんと上がり、「～48万円」を過ぎたところでがたんと下がっている。このような現象が起きるといことは、年金制度が労働供給に対して中立ではないということを示しているのではないか。

## これまでの年金部会における主なご意見（在職老齢年金制度等②）

- ・ 在職老齢年金制度は標準報酬月額をベースとしているが、厚生年金保険の適用要件を満たさず加入していない人や、賃金以外の収入がある人との公平性を確保するため、事業所得・家賃・配当利子などを含む総収入をベースに年金額を調整する制度に改めるべき。その際、令和2年年金法改正による効果も含め、現在の就労抑制効果、48万円の壁といったものがあるのかといったことを分析した上で、現行制度の廃止も検討すべき。
- ・ 高在老について、収入が1万円増えたら年金が5,000円減るというのは、限界税率50%に相当し、これに所得税・住民税もかかることを考えると、かなりのディスインセンティブとなる。在職老齢年金制度について、賃金以外の収入がある方との公平性を確保する必要があると指摘もあるが、こうした調整については、年金制度というより、むしろ税制において行う方が効率がよいのではないか。
- ・ 保険事故が発生したにもかかわらず保険金が満額支給されないというのは、諸外国の制度との比較においても異質である。厚生年金の適用事業所における給与収入に限って、しかも、70歳以上の厚生年金被保険者ではない人の給与収入も含めて調整するという仕組みは不合理ではないか。年金を支給停止せずに、支給した後に税制等で対応するのが適当ではないか。
- ・ 在職老齢年金制度の廃止について、優先順位を高く考えて検討すべきではないか。高在老の支給停止の対象は、厚生年金の適用事業所で働く被保険者及び70歳以上の者の賃金であり、自営業や請負契約、顧問契約で働く者の収入や不動産収入を有する者等は対象にならないといった就業形態の違いによる公平性の問題も存在し、この問題は年金制度だけで考える限りは解決できない。
- ・ 年金制度は所得再分配・支え合いの仕組みでもあるので、所得再分配の観点から、高在老を継続していいのではないか。継続の仕方については、今後の賃金の上昇を見込み、基準額は変えずに、2分の1のところを3分の1にするような形で、少し薄くしてはどうか。同時に、支給停止相当分を繰下げ受給の増額対象に組み込むことで、就労意欲の喚起に少しでもつながればいい。
- ・ 在老廃止によって将来世代の給付水準が低下するうえ、税制上も年金受給者は優遇されている。今後高齢者の就業が増えていくことを考えれば、負担能力のある者に担い手になってもらうという観点からも、現行制度を維持すべき。
- ・ 高在老を廃止しつつ、高所得者に対する公的年金等控除を縮小することで、より高い税率で所得税や住民税を課することができるので、それを45年化後の国庫負担分の財源に充てる形にすれば、高所得者から低所得者への逆再分配だという構図を避けられるのではないか。



## これまでの年金部会における主なご意見（在職老齢年金制度等③）

- ・ 年金制度を持続可能なものにするため、今余裕がある人の分はカットして、将来世代に回すことが重要ではないか。ただ、将来のために給付を抑えることや、負担増をお願いすることは、伝え方が難しい。一定以上の所得の方への課税の在り方をはじめ、給付の在り方について幅広く議論してはどうか。
- ・ 年金収入を公的年金等控除の対象となる雑所得とした趣旨が理解できない。この結果、給与所得控除が適用される給与収入と別立てになってしまい、過大な控除になってしまっている。税務当局は、その是正のスピードを速めるべき。

## これまでの年金部会における主なご意見（基礎年金の拠出期間延長①）

- ・ 被用者の就業率が高まっており、賃金も上昇傾向にあるため、第1号被保険者の保険料拠出能力も高まっていると考えられる。これまで保険料拠出を求められていなかった60歳代前半の方と若年者との違いは徐々に解消されていると考えられ、45年化は十分実行できるのではないか。
- ・ 基礎年金の拠出期間延長とは、基礎年金の満額を引き上げるものであり、厚生年金の加入者にとっては、追加の保険料負担なく、これまで反映されなかった60歳から65歳までの期間が基礎年金に反映されるということになり、平均寿命の伸び・雇用環境の変化といった今の時代の流れに合っているのではないか。
- ・ 時代が変わって平均寿命も延び、働く高齢者の方も増えたという背景から、働ける方には保険料を納めていただくということが大事であり、所得代替率も上がるので、基礎年金の拠出期間延長には賛成。
- ・ 45年への延長については基本は賛成だが、1号被保険者の中にはフリーランス・ダブルワーカーの方など、支払いが非常に厳しい方も含まれるため、保険料免除の仕組みの周知など、配慮することが必要ではないか。
- ・ 実際に基礎年金の拠出期間延長を行うことになれば、免除制度を利用したり、あるいは生年月日に応じて時間をかけていく拠出期間を延長していくなど、実現に向けて検討していくのがよいのではないか。
- ・ 基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長したとしても、厚生年金被保険者の保険料負担は増えない。また、60代前半で働くことが難しい方や、自営業者の第1号被保険者に対しては、保険料免除の仕組みがある。このように、基礎年金の拠出期間が45年になったとしても全ての国民の保険料負担が増えるわけではないという事実関係の情報発信が重要ではないか。
- ・ 拠出期間の45年化は、障害基礎年金、遺族基礎年金の増額につながることにについても、情報発信が必要。
- ・ 45年化によって、障害基礎年金の額が上昇し、それに合わせて障害厚生年金3級の最低保証額も増加するというプラスの影響も見込まれる一方、45年化に伴い障害基礎年金を増額することになった場合、改正の実施前に初診日がある場合や増額のタイミングによって、かなり受給者に対する影響は異なってくる。このため、45年化や調整期間の一致が障害年金に及ぼす影響を十分検討すべき。

## これまでの年金部会における主なご意見（基礎年金の拠出期間延長②）

- ・ 2020年時点で、自営業主と家族従業員のうち第1号被保険者である者の割合は約半分になっている。これは、自営業主等の約半分が60歳以上になって、公的年金に参加できていないということ。この状況は、国民年金・基礎年金の創設時とは大分異なっている。拠出期間の45年化は前から取り残してきた問題である。
- ・ 仮に拠出期間の延長という選択肢をとる場合、すべての期間に係る給付に国庫負担をつけるべき。仮に年齢によって国庫負担の割合が異なることになれば違和感がある。
- ・ 基礎年金の保険料拠出期間の延長について、所得代替率が向上する見込みであるとされている一方、基礎年金給付額を増額するということは、国庫負担の増加につながる。追加財源がどの程度必要となるのか、財政にどのような影響を及ぼし得るのかを踏まえて、拠出期間の延長が政策として適切かどうかを検討すべきではないか。
- ・ 基礎年金の拠出期間の延長、1号から2号への適用拡大等にアジェンダを置くことで、将来の基礎年金の水準が自ずと上がり、その際に国庫負担増加分の財源確保策について明示的に検討を進めるという論は、2013年の社会保障制度改革国民会議のときから続く論と、ベクトルの方向性はそろっている。
- ・ 45年化には賛成。そのために必要な国庫負担分の確保策として、高在老廃止時の高所得者への公的年金等控除の縮小、45年化後の世代への年金生活者支援給付金の廃止、65歳以上の遺族年金への公租公課禁止規定の撤廃などが考えられるのではないか。
- ・ 単に拠出期間を延長し、第3号被保険者の年齢要件を60歳未満から65歳未満に変更することとなると、これまで共有してきた方向性に逆行することになりかねない。第3号被保険者制度の在り方について、次期年金制度改革までに一定の方向性や結論を出すことが重要であり、それを踏まえて拠出期間延長の議論を進めるべき。

## これまでの年金部会における主なご意見（マクロ経済スライドの調整期間の一致①）

- ・ マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準がかなり下がっていく問題に対してどう手当てするのか、今後大きな問題になるのではないか。
- ・ 基礎年金・厚生年金のマクロ経済スライドの同時停止については、仮に高齢化率、人口減少、労働力人口の減少がそれほどはでなくても、令和元年財政検証のケースⅢでは、厚生年金のマクロ経済スライドは2025年には終わってしまう見込みとなっており、今回の部会でぜひ深い議論をすべき。
- ・ 基礎年金の調整期間は厚生年金の調整期間よりも長くなることを見込まれているが、なぜそうなるのかといった、改正が求められる背景について、専門家でない方も分かるように説明する必要がある。
- ・ 基礎年金水準の低下を防ぎ、所得再分配機能の低下を防ぐためには、マクロ経済スライドの調整期間を一致させる必要があるのではないか。
- ・ 調整期間の一致を行う際は、厚生年金と国民年金に共通する守るべき価値観や理念とは何なのかを考える必要がある。
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致を行うと、所得再分配や国庫負担の水準を変えるだけでなく、世代間の再分配も行われる。この改正を行うと、基礎年金の水準が増えることで、多くの方にとって現行制度よりもトータルの年金受給額が増えることとなる。他方、報酬比例部分のマクロ経済スライドがより長期間行われることとなるため、2035年ごろまでに亡くなられる方にはマイナスの影響がある。
- ・ 調整期間を一致させると、老齢年金については、報酬比例部分の所得代替率が下がるものの、基礎年金も含めて考えれば、大多数の方の給付水準は上がるということだったが、障害年金については、障害厚生年金3級の受給者の方のように、報酬比例部分の所得代替率の低下というマイナスの影響だけを受ける場合もある。
- ・ 2004年に導入したマクロ経済スライドによる世代間の痛み分けは、2004年当時の想定よりも、給付調整の開始が8年ほど遅れることとなった。このため、現在の年金の所得代替率は当時の想定より高くなっており、その分だけ、現役世代・将来世代の年金の所得代替率が2004年当時の想定より低くなる見込みとなっている。マクロ経済スライドの調整期間の一致は、2004年当時の想定に戻そうとする案と評価することもでき、大筋で賛成である。ただし、基礎年金の給付調整の長期化が生じた要因や改正による影響を分析する必要があるとともに、より大胆な適用拡大を進めるなど、他の手段がないのかも議論する必要がある。

## これまでの年金部会における主なご意見（マクロ経済スライドの調整期間の一致②）

- ・ 基礎年金の給付水準とそれに係る制度枠組みの検討について、現行制度は2004年の改正の枠組みに基づいて負担に上限を決め、給付を調整することで長期的な持続可能性を確保することを担保していて、次期改正の議論では給付の調整の方法をどうするかがポイントになると受け止めているが、現行制度の枠組みについて、特に基礎年金の給付調整や財政構造を巡る問題点が把握できない。問題点を分かりやすく、かつ、丁寧に示し、建設的な議論につなげるべきではないか。
- ・ 基礎年金のみを受給する方々の給付水準の低下を抑える必要があり、また、今後、適用拡大によって、比較的所得が低いと考えられる短時間労働者の厚生年金加入も見込まれる関係上、そういった方々に対する所得再分配機能を維持しなければならない。そのため、基礎年金と厚生年金とのバランスを崩さないように調整期間を一致させる必要があるが、どのように一致させるかについては、積立金の取扱いなども含め、引き続き検討が必要。
- ・ 現役世代は、将来の年金額が下がるということに対して老後の不安を持っている方が非常に多いので、所得代替率が上がる方向に持っていくということに関して基本的に賛成であり、調整期間の一致については、具体的な方策を検討するべきだが、所得代替率が上がるので賛成。
- ・ 仮に調整期間を一致するとなれば、公的年金の財政の仕組みを大きく変える必要がある。労使が労働者の標準報酬等に応じて拠出した保険料からなる厚生年金勘定と第1号被保険者の定額保険料による国民年金勘定のそれぞれの財源を同列に扱い、単に厚生年金勘定からの拠出を多くするような仕組みへの見直しは行うべきではなく、拠出者全ての納得や合理性を踏まえた検討を行うべき。
- ・ 45年化や適用拡大は実施時期によって最終的な年金の水準が変わるため、実施を急ぐ必要がある一方で、調整期間の一致は、報酬比例年金の調整終了前までに行えば、いつ決定しても同じ結果となる。報酬比例部分の調整期間が2030年以後まで延びることとなれば、2025年改正では調整期間の一致について一旦判断を留保し、2025年の改正結果と改正後の経済状況を踏まえた上で、2030年改正での検討課題とすることも選択肢となるのではないか。
- ・ 2020年12月の年金数理部会に提出された追加試算を見ると、調整期間の一致によって将来の国庫負担が相当に増加することが懸念される。年金制度の仕組みによって給付水準の調整が進まず現在の状況を招いたとの評価もありえることから、マクロ経済スライドの完全適用・適用拡大の徹底・45年化を優先して実施すべき。調整期間の一致に反対するわけではないが、優先順位を整理した上で、基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げた際のように、財源の裏付けを確保した上で議論を進めて欲しい。
- ・ 調整期間を一致させるに当たって積立金の使い方を調整することになった場合、それ以後、厚生年金や国民年金の独自給付を改正する影響が、全体の基礎年金に影響することになるので、その影響も考えなければいけない。

## これまでの年金部会における主なご意見（年金生活者支援給付金）

- ・ 基礎年金は何を保障するものなのかを改めて整理した上で、年金生活者支援給付金も視野に入れながら、所得再分配機能の強化について検討する必要がある。
- ・ 免除・猶予の適用を受ける第1号被保険者や、非正規雇用の期間が長い団塊ジュニア世代は、将来低年金になる可能性が高いことを踏まえ、年金生活者支援給付金の在り方の検討や、厚生年金の適用拡大を急ぐことが必要。
- ・ 所得が低い方に対しては、基礎年金と年金生活者支援給付金の役割分担を検討する必要がある。
- ・ 年金生活者支援給付金は、低年金者の年金水準を底上げするための応急措置と理解しており、基礎年金拠出期間を45年化することで給付水準が引き上げられるため、引上げ後の世代については、年金生活者支援給付金は不要になるのではないか。
- ・ 年金生活者支援給付金は、防貧機能がしっかりと働いているのか検証が必要。所得再分配機能の強化の観点も踏まえ、給付額の増額、保険料を支払うことができなかつた人への対応など、低所得者加算の在り方について検討すべき。
- ・ 年金生活者支援給付金について、金額や要件などを踏まえると、低年金者対策としての役割を十分に果たしているとは言いがたいのではないか。今後、給付額の増額や年金保険料を支払えなかつた人への対応などを検討し、低所得者加算など福祉的給付の更なる充実に取り組むべき。
- ・ 拠出能力の低い方については、免除制度の周知徹底とともに、年金生活者支援給付金を充実させる形で対応するのが適切ではないか

## これまでの年金部会における主なご意見（その他の高齢期と年金制度の関わり①）

- ・ マクロ経済スライドは2014年まで機能していなかったが、その後の制度改正や物価の基調が変わったことにより、現在はおおむね機能している。マクロ経済スライドが機能する限りは世代間の公平性はそれほど大きな問題にならないが、再びデフレが長期継続する場合には、マクロ経済スライドが適用されず、現役世代・将来世代に痛みが押しつけられることになるので、マクロ経済スライドの名目下限措置は撤廃すべき。
- ・ 給付調整が進まず、基礎年金の給付水準が想定より高くなっているのは、デフレ経済の中でマクロ経済スライドが適切に発動されなかったことが原因。
- ・ マクロ経済スライドは年金制度の持続性を確保するために不可欠な制度であるが、名目下限措置によってマクロ経済スライドがその効果を発揮できない仕組みとなっている。将来世代の給付水準を確保するためにも、速やかに名目下限措置を撤廃すべき。
- ・ 不確実な将来に向けたリスクマネジメントの観点から、また、キャリアオーバー実行時のショックを緩和するためにも、インフレに入った今だからこそ、名目下限措置の撤廃を次の改革の中に入れていいのではないか。
- ・ 就職氷河期世代の年金受取見込額の推計をしてほしい。就職氷河期世代は、国民年金のみの期間が長い方が多いと考えられ、団塊ジュニア世代も含まれるため人数も多く、今後の年金政策を考える際に基礎資料として必要。
- ・ 60歳以降に厚生年金の被保険者が拠出する保険料は、基礎年金拠出金の算定対象にはならず、厚生年金勘定にとどまる。高齢期の就労が厚生年金だけでなく国民年金との関係でも意味のある仕組みにする必要があり、基礎年金拠出金の算定方法を見直す必要があるのではないか。
- ・ 誰もが高齢・障害などにより生じるリスクに対して安心して暮らし続けること、そして公的年金が持つ所得再分配機能を維持するためにも、基礎年金の給付水準の引上げが必要。マクロ経済スライドの調整期間の一致や拠出期間の延長は、あくまでも基礎年金の給付水準を引き上げるための選択肢の一つである。これらの選択肢に限定されることなく、資産課税の強化などを財源とする更なる国庫負担割合の引上げにより、財政基盤を抜本的に強化した上で、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外す等、広い視点で議論すべき。

## これまでの年金部会における主なご意見（その他の高齢期と年金制度の関わり②）

- ・ 年金制度を考えるときに、非正規雇用が多いことでいろんな年金の問題が生じているということを与件として考えるべきではなく、いかに正規雇用を増やしていったって非正規雇用を減らすかという視点から、非正規雇用を雇ったほうが企業にとって安くつくとか、そういう状況をなくしていくことが大事。
- ・ 将来的には全ての人が入る所得比例年金制度を構築し、それとともに、働く意思の有無にかかわらず、所得比例年金の額が一定以下の全ての人を受給できる最低保障年金制度を構築すべき。
- ・ 今のままだと基礎年金の給付水準は下がっていき、同時に再分配のパイプも細くなってしまふ。基礎年金の所得再分配機能を下げろべきだと言う人はいないはずなので、意図せずこれが下がってしまうという仕組みについては、何か手を打つべきではないか。
- ・ 高齢者の長期就労を促進する仕組みの拡充を進めることが重要。他方で、社会保険によって格差が拡大することがないように、60代前半などの比較的若い段階で就労できなくなった方々に対する配慮も必要。